

研究ノート

イタリア・ファシズムと反ユダヤ主義・人種主義 (1)

——グローバル化時代の新しいレイシズムの分析のために——

高 橋 進

はじめに

2011年7月22日に、平和で豊かな福祉国家ノルウェーで起きた極右・キリスト教原理主義者のノルウェー人による連続テロは世界を震え上がらせ、ヨーロッパ極右の移民排斥政策がもたらす問題性を浮き彫りにした。ノルウェーの右翼政党・進歩党の元青年部幹部の男が、首都オスロの中心部で政府庁舎などを車爆弾で破壊し、その後、与党・労働党の青年集会が開催されている島に行き、参加者に銃を乱射し、合わせて77人を殺害、多数を負傷させた。犯人(32歳)は、多民族・多宗教の共生を目指す多文化主義政策を否定し、「イスラム教徒の征服から欧州を救うために」と主張して、テロを正当化している。犯人は2009年選挙で第2党に躍進し、政権への参加を求めて穏健化する進歩党に不満を抱き、これを脱退し、暴力的なテロ行動に突き進んだ。数年間かけてその準備を進め、今回、移民に比較的寛容な政策を取ってきた労働党と政府を攻撃の対象にした、と言われている。

2001年9月11日の米国連続航空機テロ事件(9.11)以後、ムスリム全体を「テロリスト」視してきた西欧社会の中から^{①)}、反ムスリムのテロリストが生まれ、ムスリムに対して襲撃・攻撃するだけではなく、移民・ムスリム政策の変更を暴力的に要求し、西欧社会の政府と政権政党に対して殺人テロを行ったのである。まさに、政権獲得前のナチスやファシストのテロを想起させるものであり、その衝撃は深刻である。

この事件に対して、移民排除・反イスラムを主張してきたフランス、イタリア、オランダ、ノルウェーなど欧州の極右・右翼政党は、犯人を非難するとともに、自分たちのテロ否定の立場を強調している。しかし、ヨーロッパ全体を覆う極右・右翼政党の反移民・反イスラムの宣伝と政策が、このような極右過激派を生み出した背景にあることは明白である。

反移民・反イスラムを唱えているのは極右勢力だけではない。フランスでは、イスラム教徒が顔を含む全身を覆い隠す「ブルカ」などを公共の場所で着用することを禁止する法律を2010年9月に制定した。フランスの憲法裁判所は、同年10月に「治安上の理由」を根拠にこれを合憲と判断した。しかし、ムスリム女性のブルカに限らず、帽子、サングラスとマスクで顔を隠し、長いコートなどで身体を覆えば、誰でも人相も身体的特徴も隠せるが、これを「治安上の理由」で公共の場所で禁じる法律はこの国でも制定されていない。つまり、これは明らかにムスリム女性への「治安」を理由にした「犯罪者扱い」、服装差別、宗教弾圧である。

このように、信教の自由や服装の自由の重大な侵害であるにもかかわらず、自由を重んずるはずのフランス国内でこの法律への反対の声は小さかった。イタリアでも、ベルルスコーニ政権は、フランスに倣って、2011年6月に「ブルカ」禁止の法律を制定した。

このようなムスリム＝テロリスト、イスラム＝女性差別・人権抑圧という一方的な見方は、9.11以後、急速に世界に広がった。しかし、上記のノルウェーの事件の衝撃は、ムスリムではなく、キリスト教徒のノルウェー人が反移民・反ムスリムを理由にテロリストになったことであった。そして、それを生み出した原因の一端が、右翼や極右の反移民・反イスラムの宣伝と政策であった。

しかし、少し時間軸を長く取れば、東西ドイツが統一した1990年代には、ドイツではトルコ人移民が極右の攻撃対象となり、彼らのアパートへの放火事件や殺人・襲撃事件が頻発した。また、旧東ドイツに多数存在し

(龍法 '12) 44・4, 662 (1670)

ていたベトナム人も激しい暴行を受けた⁽²⁾。1990年代から2000年代には、フランス、イタリア、オーストリア、オランダでは、アフリカや中東・アラブ出身者やムスリムへの差別が強まるとともに、移民排除を主張する極右政党が台頭した⁽³⁾。さらには、シンティやロマが民衆や当局から迫害され、国外追放さえ受けるようになった。イタリアではそれに加えて、近年増加した中国人が、何かにつけ非難の対象となっている。

このように、排除の対象はキリスト教と宗教の異なるムスリムだけではなく、ヨーロッパ人以外の多くの人々に及び、時と場所によって変化している。もちろん、9.11以後はムスリムが欧米で共通する攻撃と排除の主な対象ではあるが、国を超えたその排除と攻撃の広がりや深さはきわめて重大である⁽⁴⁾。

ところで、このようなヨーロッパを席卷する外国人憎悪（ゼノフォビア *xenophobia*）は、ホロコーストをもたらしたファシズム・ナチズムの反ユダヤ主義とはどのような関係にあるのであろうか。右翼政党が主張するように、ファシズムやナチズムの反ユダヤ主義は「人種主義」であり、現代の「移民排除・反イスラム」は文化的なものであるのもので、両者は全く異なるものであるという主張は妥当性を持つのであろうか。両者の間にはその根底において、共通性や連続性は存在しないのであろうか。

本稿は、このような問題意識から、イタリア・ファシズムの反ユダヤ主義・人種主義の思想と政策、迫害の具体的な内容とその形成・展開過程を検討し、現代イタリアの北部同盟の移民排除・反イスラムの思想・政策との共通性と相違を考察することを目的としている。そして、それを通じて、21世紀のグローバル化時代の「新しいレイシズム」の内容と位相を分析する手がかりを得ることも企図している。

ここではまず、イタリア・ファシズム体制およびムッソリーニの反ユダヤ主義・人種主義の思想と政策の内容、政策形成と展開過程、迫害の実態の具体的な検討を行う。このテーマは日本ではこれまであまり研究されて

いないので、資料を紹介しつつ検討を行う。また問題が多岐にわたるので、議論は多少とも行きつ戻りつするであろうことをあらかじめお断りしておきたい。それゆえ、研究ノートの形で書き進めていくことにした。

第1章 イタリア・ファシズムの反ユダヤ主義

第1節 研究動向の整理と論点——「穏やかな反ユダヤ主義」「ヒューマンなイタリア人」の神話

最近までファシズム体制下のイタリア・ユダヤ人の問題は、英語圏のホロコースト研究でほとんど注目されてこなかった⁽⁵⁾。また、イタリア国内でも1990年代までは研究がきわめて少なかった。その主な理由は、J. D. ツィンマーマンによれば、ファシズム体制期にイタリアに居住していたユダヤ人が少なかったこと、犠牲者の数が相対的に少なく、また10人中8人のイタリア・ユダヤ人が生き残ったことに起因する（L. ピッチョットの調査によれば、1943年9月8日のイタリアの休戦協定公表、ナチスによる占領直後にイタリアにいた「ユダヤ人種」に分類された人の数は43,000人であり、このうち約7,000人が殺戮されたので、犠牲率は16,3%である）。この生存率はデンマークやブルガリアに次いで三番目に高い。そのことによって、イタリア・ファシズム体制のユダヤ人への迫害は穏やかなものであったという主張が広がっただけでなく、ムッソリーニ、イタリア軍、イタリア市民、多くの教会関係者が、戦争中も一貫してユダヤ人を護り続けたと理解されてきた⁽⁶⁾。

それだけではない。ファシスト・イタリアはその主権を維持していた時には、イタリア本国のユダヤ人だけでなく、イタリア半島及びフランス、ギリシア、クロアチアのイタリア占領地域においてナチの迫害を逃れてきた数千人の外国籍ユダヤ人たちにとって安全な避難所となっていたが、1943年9月のナチスによる占領後、悲劇がイタリア・ユダヤ人を襲った。

ナチスは、傀儡政権であるムッソリーニのイタリア社会共和国の協力を得てユダヤ人絶滅政策という「最終解決」をイタリアでも行った。しかし、社会共和国の多くの官僚や将兵たちが、表面上はナチスへの協力を装いながらも、ユダヤ人共同体に警告を発し、大量逮捕を免れさせ、強制移送を妨げて、ユダヤ人たちを救ったというヒューマンな英雄物語が語られてきた⁽⁷⁾。

ところで、イタリア・ファシズム体制における反ユダヤ主義の法制上の具体的な政策は1938年に始まった。ナチス・ドイツでは1935年9月に有名なニュルンベルク人種法（ドイツ国公民法、ドイツ人の血と名誉を守るための法）が公布され、ユダヤ人の市民権剥奪など法的な差別が開始されているのであるから、それと比べるとイタリアは遅いと言えるかもしれない。しかし、ナチス・ドイツでは1938年にユダヤ人迫害が一段と激しさを増す。1938年3月にユダヤ教宗教団体の法律関係に関する法律、同4月にユダヤ人資産申告令が公布され、11月9日に「水晶の夜」というユダヤ人商店への襲撃と2万人のユダヤ人の拘束、強制収容所への拘引が行われた⁽⁸⁾。つまり、イタリアにおけるユダヤ人抑圧政策の公然たる開始は、イタリア・ファシスト体制の独自の行動であったが、ナチス・ドイツの歩みと密接に関連していたのである。

イタリアにおける反ユダヤ主義政策の開始を告げたのは、1938年7月14日の「人種主義科学者の宣言」（資料1）⁽⁹⁾の発表であった。1938年7月14日に全新聞に公表されたこの宣言は、最初は署名者が記載されていなかった。署名者の名前は、7月25日にファシスト党のコミュニケとともに公表された（資料2）⁽¹⁰⁾。続いて、1938年9月5日、勅令1390号「ファシズムの学校における人種の防衛のための措置」（資料3）⁽¹¹⁾が公布され、1938年10月6-7日にファシスト大評議会は「人種宣言」（Dichiarazione sulla razza）（資料4）⁽¹²⁾を決議した。これを受けて、1938年11月17日、勅令1728号「イタリア人種の防衛のための措置」⁽¹³⁾が公布された。このように、イタリ

ア・ファシズム体制における反ユダヤ主義の法的措置は1938年に始まり、矢継ぎ早にユダヤ人の権利を制限する法律や勅令を公布していった。

では、これ以前にはムッソリーニやファシズム体制はイタリア・ユダヤ人に対してどのような考え方をもち、どのような政策をとっていたのであろうか。これについて、R・デ・フェリーチェによって確立された従来の通説は、以下の通りである。

イタリアには生物学的な意味での反ユダヤ主義の伝統は存在しなかった。また、ナチズムとは異なり、1919年の戦士のファッショの綱領やその後のイタリア・ファシズムの教義に反ユダヤ主義は存在せず⁽¹⁴⁾、ムッソリーニも反ユダヤ主義を信奉していなかった。

それゆえ、戦士のファッショおよびファシスト党は最初からユダヤ人の加入を認めており、都市ブルジョア層が中心であったイタリア・ユダヤ人は驚くほど多数がファシスト党员になっていた。ローマ進軍には230人が参加し、ローマ進軍前にファシスト党あるいはナショナリスト党の党员であった「古参党员」は約750人もおり、1938年10月のユダヤ人党员の排除（一部には例外あり。資料4の「人種宣言」参照）開始前の21歳以上のユダヤ人のファシスト党员の累計は、10,125人にも達していた。当時の21歳以上のユダヤ人でファシスト党への加入経験がない者は、22,161人であり、累計の党员比率は31.3%、10人中3人がファシスト党への入党経験があったのである⁽¹⁵⁾。つまり、全体主義体制が確立し、公務員や公企業への就職、職能団体での活動には党员である必要があったがゆえに、多くの国民がファシスト党に加入したのと同様に、人口比率ではそれ以上に、イタリア・ユダヤ人の広範な部分がファシズム体制を支持し、参加していたのである。

また、反ユダヤ主義の大々的な宣伝や差別・抑圧政策は1938年まで採られず、1938年以後は「権利の剥奪」「社会からの排除」が進むが、強制収容や「生命の抹殺」は行われていなかった。その後も、ナチス占領下での

イタリア社会共和国（通称、サロ共和国）まではホロコースト政策も取られなかった。それゆえ、R・デ・フェリーチェは、イタリア・ファシズムには反ユダヤ主義が内在せず、内外の環境の諸要因からたまたま反ユダヤ主義政策が導入された。しかし、ムッソリーニは便宜主義的に反ユダヤ主義政策を導入したので、あまり熱心にそれを遂行せず、サロ共和国時代も含めて、「イタリア・ファシズムはホロコーストの罪を免れている」と主張した⁽¹⁶⁾。

このようなデ・フェリーチェのイタリア・ファシズム免罪論・弁護論には、厳しい批判が展開された。しかし、誤解のないように前もって言っておけば、イタリアにおいて最初にファシスト体制の反ユダヤ主義政策の本格的かつ実証的な研究を行ったのは、デ・フェリーチェであった。そして、デ・フェリーチェは上記の「ファシズム論争」では挑発的に「イタリア・ファシズムはホロコーストの罪を免れている」と主張したが、最初に反ユダヤ主義人種法の苛酷さを論証したのも彼であった。彼は、数千人のユダヤ人の虐殺の責任をナチス・ドイツにだけ負わせるのは歴史の記録の歪曲であること、イタリア・ファシストはナチスの共犯であっただけではなく、イタリア当局は自ら積極的にユダヤ人財産の広範な没収を行ったことを実証した⁽¹⁷⁾。

ところで、ムッソリーニが反ユダヤ主義政策を導入するに至った原因とされる「内外環境」には、これまで様々な事柄が挙げられてきた。ドイツにおけるヒトラーの政権獲得、ファシスト政権内部での親独・反ユダヤ主義派の台頭、エチオピア戦争での国際連盟からの制裁（1935年10月）とイタリアの孤立、スペイン内戦介入（1936年7月）でのドイツへの接近、1936年10月のローマ＝ベルリン枢軸（鋼鉄条約）の締結等を通じてのドイツへの配慮の必要、国内的には1934年のトリノにおける「正義と自由」グループの反ファシスト知識人（多数がユダヤ系イタリア人）の逮捕の事件などによる「ユダヤ人＝反ファシスト＝反イタリア人」宣伝の展開などが

挙げられてきた⁽¹⁸⁾。近年では、エチオピア併合後の植民地支配下でのアフリカ人とイタリア人との混血の増大への対処とアパルトヘイト政策の実施による本国での反ユダヤ主義への影響が指摘されている⁽¹⁹⁾。

デ・フェリーチェは、結論として以下のように述べている。ムッソリーニとイタリア・ファシズムは1938年の反ユダヤ人法の導入に大きな責任はあるが、人種主義的な反ユダヤ主義のイデオロギー的な基底は外国からの輸入品である。すなわち、ナチスの反ユダヤ主義はヒトラーの深いイデオロギー的な信念の帰結であるが、ムッソリーニは、人種カードを政治的な課題を推進するためだけに使用したシニカルな便宜主義者であった。その課題とは、ファシズムを再活性化し、ナチス・ドイツとの同盟を強化し、「帝国の建設」に伴うイタリア人とアフリカ植民地の現地人との混交を規制することである⁽²⁰⁾。

また、デ・フェリーチェは、ムッソリーニ自身はユダヤ人に何ら偏見を持っていなかったことを前提に、ファシスト・イタリアが人種主義国家に変貌した理由は、第一にはドイツとの枢軸同盟の重要性の増大であったとする。すなわち、国家政策としての反ユダヤ主義の導入決定の理由は、伊独枢軸に信頼性を与えるためには、伊独の二つの体制の政策における最も目障りな相違を排除する必要があったからである。同時に、単一原因説ではなく、1935-37年に起こった他の事柄も二次的な要因として指摘している。すなわち、エチオピア戦争とスペイン戦争中の若干のユダヤ人やユダヤ人団体の反ファシズムの立場や行動が、ムッソリーニをしてユダヤ人たちが国際的な反ファシズム宣伝の一部を構成しているという結論に導いた。また、ムッソリーニの同僚たちの強い反ユダヤ主義思想も影響を与えた等々を挙げている。

だが、ムッソリーニ自身は反ユダヤ主義のイデオロギー的な信念をもっておらず、ファシズムをナチズムと区別することを望んでいたので、人種法の起草においても慎重にユダヤ人問題について「非生物学的なアプロー

(龍法 '12) 44・4. 668 (1676)

チ」を採用した。さらに、ファシスト政府が反ユダヤ主義政策を導入した後でも、イタリア人は全体としては反ユダヤ主義運動と思想を拒否した。すなわち、ファシスト政府とイタリア国民との間にはほとんど絶対的な亀裂があり、人種主義的な反ユダヤ主義はイタリア人のメンタリティや意識にとっては異質のものであった。「制度化された反ユダヤ主義」はイタリア人の集団心理には何の影響も与えず、イタリア人の大多数は人種主義と反ユダヤ主義に反対し続けたのである、とデ・フェリーチェは主張している⁽²¹⁾。

デ・フェリーチェは、ムッソリーニの反ユダヤ主義を以下のように性格づけている⁽²²⁾。

a) ムッソリーニは個人的には——基本的に権力についた後にも——反ユダヤ主義の本物の偏見を持たなかった。彼は、ユダヤ人一般に特に好感も反感も持っていなかった。彼はユダヤ人たちを特に経済・金融分野における資金と能力ある集団と見なしていた(1920年代の「90リラ価」などの経済・金融問題についてのムッソリーニの相談役には、ユダヤ人の上院議員であるUgo Ancona、Achille LoriaやTeodoro Mayerらがいた。また、1932-35年にユダヤ人であるGuido Jungが財務相に就任していた)。また、時にはユダヤ人への尊敬の念さえ述べていた。ムッソリーニは反ユダヤ主義的な若干の偏見を免れてはいなかったが、それは限定的であり、彼の世代やその文化環境に育った多くの人々に共通の偏見以上のものではなかった。

b) ムッソリーニが持っていたこの「伝統的な反ユダヤ主義」の基底は、彼の行動に实际的な影響を与えなかった。例えば、ユダヤ人との出版での協力(1908年にオリヴェッティの<<pagine libere>>)、愛人のマルゲリータ・サルファッティ(Margherita Saefatti)、チェーザレ(G. G. Cesare)や弁護士のヤラック(E. Jarach)など最も親しい友人や協力者にユダヤ人がいた。

c) この伝統的な反ユダヤ主義の基底は、1938年以後に人種主義宣伝の主

唱者が望んだような「人種主義的な」性格を持っていなかった。

d) この伝統的な反ユダヤ主義の基底は、1936-37年まで政治的な意味を持たなかった。初期及び人種主義宣伝活動までのムッソリーニは、プレツィオージ (G. Preziosi) やイタリア内外の類似の反ユダヤ主義の唱道者達の極端な命題を決して信奉していなかった。ムッソリーニはプレツィオージの影響を受けなかったし、彼と親しくならなかった。

e) ムッソリーニは世界における「ユダヤ人の力」に対して、畏怖の念を持っていた。

しかし、本当にムッソリーニ及びイタリア・ファシズムには反ユダヤ主義思想が存在しなかったのか。なぜ、1938年に反ユダヤ主義政策が導入されたのか、その決定過程はどのようなものであったのか。それ以前には本当に反ユダヤ主義や人種主義の動きはなかったのか、等の様々な重要な点はなお説明されていない。また、ファシズム体制に反ユダヤ主義政策、人種主義政策を導入する上で、誰がどのような役割を果たしたのかという点も十分明らかになっていない。

上述のように、デ・フェリーチェは、ムッソリーニおよびファシズム体制の反ユダヤ主義を「伝統的反ユダヤ主義」と特徴づけ、ナチズムの「人種主義的・生物学的」反ユダヤ主義とは異なるものと性格づけた。そして、反ユダヤ主義政策の導入の原因を内外の諸環境と言いつつ、対独関係重視を第一要因としている。そのことによって、ナチス占領期にイタリア・ファシズム体制において導入された「人種主義的・生物学的」な反ユダヤ主義は、イタリア文化・歴史・政治とは異質で、ドイツからの輸入品であり、イタリアには根付かず、反発されていたと主張している。しかし、これは事実であろうか。

また、これまでの研究では、一般に1920年代後半以後のファシズム体制を「ムッソリーニ独裁」と性格づけることによって、ファシズム体制の政策をすべてムッソリーニ個人の意思で説明する傾向があった。しかし、近

年の研究によってファシズム体制の権力構造は、ムッソリーニがファシスト・サブリーダーたちとの関係を微妙に調整することで維持されたものであったことが明らかになってきた。「ムッソリーニの戦争」と捉えられてきたエチオピア戦も「ムッソリーニ個人の戦争」ではなく「ファシストの戦争」であったことが明らかになっている⁽²³⁾。

そうであるならば、反ユダヤ主義の思想と政策、人種主義思想と政策も単なるムッソリーニ個人の政策ではなく、ファシスト体制の思想と政策として把握すべきであろう。その意味で、ファシスト体制における政策と政策決定過程の一例として、この反ユダヤ主義政策を位置づけることができる。本稿は、このような視点からファシスト体制の反ユダヤ主義・人種主義の思想と政策の形成過程と内容、迫害の実態を考察する。

ファシスト体制及びナチス占領期における反ユダヤ主義政策と人種主義に関する研究は、人種法制定50年の1988年を機に進展し、特に1990年代後半から2000年代に質量ともに急速に発展した。それらは、デ・フェリーチェの研究を基礎としながらも、新たな資料を発掘し、彼の研究への批判も加えつつ、展開されてきた⁽²⁴⁾。本稿では、これらの研究、特に、J. D. ツインマーマン、M. サルファッティ、E. コッロッティ、C. ヴィヴァンティ等の研究を手がかりに検討する。

第2節 ファシズム期のユダヤ人たちの状況

イタリア・ユダヤ人はドイツやポーランドなどに比べて昔からそんなに多くはなかった。イタリア国籍を持つユダヤ人の数は、国勢調査によれば、1911年に32,825人、1931年では39,112人であった。20年間で約7,700人増加しているが、その原因は1918年の第一次大戦後の併合による約7,000人増加（特にトリエステのユダヤ人）と調査の補正である。1911年及び1931年の国勢調査における「ユダヤ人」の基準は宗教であり、自己申告に基づいて、ユダヤ教を信仰する者をユダヤ人としていた。なお、1931年

にイタリアに居住する外国籍ユダヤ人は、5,395人であった⁽²⁵⁾。

人種法公布の直前の1938年8月22日、ファシスト政権はユダヤ人についての人種主義特別調査 (censimento razzista) を実施した。内務省の人口・人種総局 (Direzione Generale per la Demografia e la Razza) が実施したこの調査では、宗教ではなく、人種が基準とされた。すなわち、自分自身のアイデンティティや宗教とは関係なく、両親のうち少なくとも一人がユダヤ教徒 (Jewish) か元ユダヤ教徒である場合はユダヤ人と分類された。それによると、イタリア国籍のユダヤ人が58,412人、このうち、本人がユダヤ教徒であるのは、イタリア国籍ユダヤ人37,241人、外国籍のユダヤ人が9,415人、合計46,656人であった。つまり、本人がユダヤ教徒ではない11,756人が、この人種調査では血統によってユダヤ人とされたのである⁽²⁶⁾。それでも当時のイタリア全人口が約4,240万人であるので、ユダヤ人の人口比率は0.14%ときわめて低かった。

居住地域別では、ローマが最大で約13,000人、次いでミラノが約10,600人、トリエステが約6,200人、トリノが約4,300人、ジェノヴァ・フィレンツェ・リヴォルノ・ヴェネツィアがそれぞれ約2,800~2400人であり、北・中部に集中していた。また、全体的に圧倒的に都市部に居住し、階級的には中産階級が多かった。就業構造はイタリア人全体とは大きく異なり、商業43.3% (イタリア人全体では8.2%)、工業22.1% (同29.3%)、公行政11.6% (4.4%)、専門職・芸術家8.8% (0.6%)、銀行・保険業5.9% (0.6%)、輸送・通信業3.6% (3.8%)、農業1.5% (47.7%) であった⁽²⁷⁾。

また、地域によってイタリア社会との統合の程度や宗教性の強さもかなり異なっていた。例えば、約13,000人を数えたローマのユダヤ人共同体はその多くが旧ゲットーに居住し、貧しい労働者階級が多数で、厳格な宗教儀式を維持し、どちらかと言うと、社会的に孤立していた。戦間期のイタリアで、ユダヤ教徒以外と婚姻するユダヤ人比率は全国平均では43.7%、トリエステでは59%、ミラノでは56%であったが、ローマでは8%であった

(28)。つまり、地域的にはローマを除いて、イタリア・ユダヤ人たちはイタリア社会にかなりの程度統合されており、全体としては社会の上・中層に位置していたと言える。

以下では、このようなイタリア・ユダヤ人の客観的な状況を踏まえた上で、ファシズム体制における反ユダヤ主義・人種主義政策の形成と展開を検討する。まず最初は、本稿の末尾資料に挙げた体制の反ユダヤ主義・人種主義政策の内容の検討を行う。

資料1の「人種主義科学者の宣言」(1938年7月14日)では、「民族」や「国民」という歴史的・言語的・宗教的な概念と異なり、「人種」という概念は生物学的概念であると述べている。したがって、人種主義問題、すなわちユダヤ人問題を、従来イタリアで位置づけてきたような宗教的観点からではなく、生物学的観点から扱うべきであると主張している。そして、イタリア人は、アラブによる南イタリア征服などによる民族混交の影響は受けておらず、現在では「純粋なイタリア人種」が存在し、それはヨーロッパ・アーリア人種を構成している。そして、ユダヤ人種はイタリア人種に属さず、ヨーロッパ人とも異なるのであり、イタリア人種のヨーロッパ人以外との雑婚は文明の変質・墮落をもたらすと、その禁止を求めている。ここには、すでにナチスと同様の生物学的・人種主義的な反ユダヤ主義が明確に表明されている。しかし「先験的に優秀な人種」と「劣等な人種」が存在するのではないと言い、「イタリアにドイツのような人種主義を導入することを意味しない。」と、まだ若干の留保を付けていた。

資料2(1938年7月25日)は、この宣言へのファシスト党の正式のコメントである。そこでは、ファシスト政権が当初から一貫して人種主義の立場に立っていたと述べ、政策変更ではないことを強調している。また、「帝国の創建」によって生じているイタリア人種の混交を阻止する重要性を述べている。また、ユダヤ人が世界中で反ファシズムの中心勢力であると断じ、ユダヤ人と反ファシズムを一体視することによっても、反ユダヤ主義

を正当化している。

資料3（1938年9月5日、勅令1390号「ファシズムの学校における人種の防衛のための措置」）は、ファシスト政府が最初に着手したユダヤ人排除の政策であり、小学校から大学に至るすべての学校及び研究機関からユダヤ人を追放する勅令である。しかし、「ユダヤ人」の排除といっても、誰を「ユダヤ人」とするかの法的規定がまだ定められておらず、この勅令1390号を実行することはできない。また、7月25日の党の声明は、人種主義科学者の宣言への単なるコメントである。具体的な政策の実施には、国家としての公式の決定と法律が必要になる。それゆえ、1938年10月8日に資料4のファシスト大評議会の「人種宣言」が出され、それに基づいて、同年11月17日に人種宣言とほぼ同じ内容の勅令1728号「人種防衛のための措置」が公布された。これについては、次号で検討する。

また、人種主義的反ユダヤ主義の形成過程の検討も重要である。その際の一つの手がかりは、<<razza>>（人種）という用語が、いつ頃からファシズム体制の諸機関で使われ始めたのか、その意味は何かということである。ファシスト体制は、1920年代には人口増加政策を積極的に採ったが、そこには人種主義的な色彩はなかった。たとえば、政府とファシスト党が支援したイタリア児童援助連合（Unione Italiana di Assistenza all'Infanzia）の機関紙である雑誌の名称は、『子孫の防衛』（La difesa della stirpe）であった。1926年に創刊されたこの雑誌の任務は「イタリアにおける母子支援活動」であり、母子の健康、衛生思想と環境の改善であった⁽²⁹⁾。そこで使用されている用語は「子孫」（stirpe）であり、「人種」ではなかった。しかし、「人種」（razza）という用語の使用をもってただちに、人種主義の開始と捉えることもできない。1935年に刊行された農業労働者ファシスト総連合編の冊子『人種の防衛と発展をめざすファシズム』では、「人種」（razza）という用語が使用されているが、「健康で多産な女性、労働と戦闘、困難や犠牲に適應できる逞しい青年」を創り出すことが窮極の目的と（龍法 '12）44・4, 674（1682）

述べられており、人種主義はまだ現れていない⁽³⁰⁾。しかし、人種宣言が出され、人種法が制定された1938年に、ムッソリーニの肝いりで創刊された雑誌の名前は「人種の防衛」(*Difesa della razza*)であった⁽³¹⁾。この雑誌の編集長には、正真正銘の生物学的な反ユダヤ主義・人種主義者である、テレジオ・インテルランディ (*Telesio Interlandi*) がムッソリーニによって任命された(編集者には、ファシストであり、戦後のイタリア社会運動の指導者となるジョルジョ・アルミランテ (*Giorgio Almirante*) が就任した)。そして、この雑誌はナチスとほぼ同内容の反ユダヤ主義を宣伝する体制の重要な媒体となったのである。この雑誌についても、次号以下で検討したい(つづく)。

- (1) 9.11テロが各国政治に与えた影響については、日本比較政治学会編『テロは政治をいかに変えたか』早稲田大学出版部、2007年。大沢秀介・小川剛編『市民生活の自由と安全 各国のテロ対策法制』成文堂、2006年、参照。
- (2) フランツィスカ・フンツエーダー著、池田昭・浅野洋訳『ネオナチと極右運動』三一書房、1995年、参照。
- (3) フランスについては、畑山敏夫『フランス右翼の新展開』国際書院、1997年；同『現代フランスの新しい右翼』法律文化社、2007年。イタリアの北部同盟については、村上信一郎「もしイタリアが一つの国であることをやめるならば」西川長夫・宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院、1995年、参照。
- (4) ヨーロッパにおけるポピュリスト的な極右、排外主義・反移民の政党については、多数の研究があるが、さしあたり、Cas Mudde, *Populist Radical Right Parties in Europe*, Cambridge University Press, Cambridge, 2007 を参照。
- (5) 1980年代までの研究としては、英語圏の研究では、Meir Michaelis, *Mussolini and the Jews: German-Italian Relations and the Jewish Question in Italy 1922-1945*, The Institute of Jewish Affairs, The Clarendon Press, Oxford, 1978 (*Mussolini e la questione ebraica*, traduzione dall'inglese di Mario Baccanini, Edizione di Comunita, Milano, 1982)。イタリアでは、R. De Felice, *Storia degli ebrei italiani sotto il fascismo*, prima ed. 1961, 4 ed. riveduta e ampliata, 1988. ぐらいである。
- (6) L. Picciotto Fargion, *Il libro della memoria, Gli ebrei deportati dall'Italia (1943-1945)*, Mursia, Milano, 2002, pp.27-33; J. D. Zimmerman, *Jews in Italy under Fascist and Nazi Rule, 1922-1945*, Cambridge University Press, 2005, p.1 ; M. Sarfatti, *The Jews in Mussolini's Italy. From Equality to Persecution*, (Translated

- by John and Anne C. Tedeschi), University of Wisconsin Press, Wisconsin, 2006 (org. pub. 2000); M. Sarfatti, *La Shoah in Italia*, Einaudi, Torino, 2005, p.108
- (7) J. D. Zimmerman, op.cit. p.2. ナチス占領下のホロコーストの展開過程とイタリア人による救援活動については、鈴木一成「ホロコーストとイタリア人——ナチス占領下におけるユダヤ人とその救援活動」『日伊文化研究』36号、1998年。同「ユダヤ人迫害とイタリア人——ファシストの反ユダヤ政策に対する民衆の抵抗ならびにクロアチアにおけるユダヤ人の救出」『日伊文化研究』34号、1996年、参照。この二つの論文は、イタリアにおけるユダヤ人迫害政策とイタリア人による救援活動を簡潔に描いた有益で貴重な研究である。ただ、上述のような、イタリア人の「人道的で英雄的な救援活動」の側面を強調しており、本稿とは視点と評価を異にしている。ナチス占領下のユダヤ人の運命についての文学的で秀逸な叙述として、河島英昭『イタリア・ユダヤ人の風景』岩波書店、2004年、がある。
- (8) 芝健介『ホロコースト』中公新書、2008年、参照。
- (9) <<Manifesto degli scienziati razzisti>>, R. De Felice, *Storia degli ebrei italiani* cit., pp.555-556. 最初、<<Giornale d'Italia>>と全新聞に1938年7月14日に発表された宣言文には、署名はなかった。その後、7月25日に「人種主義科学者の宣言」に関するファシスト党のコミュニケが出され、それに10人の署名者の名前が挙げられていた。10人中5人は、大学の若い助手であり (Lino Businco, Lidio Cipriano, Leone Franzi, Guido Landra, Marcello Ricci)、他の5人 (Arturo Donaggio, Nicola Pende, Franco Savorgnan, Sabato Visco, Edoardo Zavattari) のうち、Pendeだけが一流の学者であった。原案はムッソリーニや人民文化省、党の書記局の官僚たちによって修正された。後に、このような修正に対して、ペンデとヴィスコがムッソリーニと党に抗議したが、抗議は無視され、逆に全国の出版物から排除すると脅された。R. De Felice, *Storia degli ebrei*, cit., p.279-280.
- (10) Comunicato del PNF a proposito del <<Manifesto degli scienziati razzisti>>, R. De Felice, *Storia degli ebrei*, cit., p.557.
- (11) Regio decreto -legge 5 settembre 1938 - XVI, n.1390: Provvedimenti per la difesa della razza nella scuola fascista, in T. Tosto, 1938.L'invenzione del nemici, EDUP, Roma, 2008, pp.177-178
- (12) Dichiarazione della razza, E. Collotti, *Il fascismo e gli ebrei. Le leggi razziali in Italia*, Laterza, Roma-Bari, 2003, pp.187-190.
- (13) T. Tosto, 1938.L'invenzione del nemico, EDUP, Roma, 2008, pp.179-187.
- (14) 「戦士のファッション」の綱領については、ファシズム研究会編『戦士の革命・生産者の国家——イタリア・ファシズム』太陽出版、1985年、巻末資料 1-1。ファシスト党の公式の教義については、<<fascismo>> *Enciclopedia Italiana di scienze, lettere, ed arti*, vol.XIV, Edizioni Istituto Treccani, Treves, 1932, pp.847-884. 参照。

- (15) R. De Felice, *Storia degli ebrei*, cit., pp.73-75.
- (16) J. Jacobelli (a cura di), *Il fascismo e gli storici oggi*, Bari-Roma, Laterza, 1988. p.6,35-36. 高橋進『イタリア・ファシズム体制の思想と構造』法律文化社、1997年、4-6頁参照。
- (17) R. De Felice, *Storia degli ebrei italiani*, cit.
- (18) Joel Blatt, *The battle of Turin, 1933-1936: Carlo Rosselli, Giustizia e Libertà, OVRA and the origins of Mussolini's anti-Semitic campaign*, *Journal of Modern Italian Studies*, vol.1, N.1, Fall 1995. 鈴木一成「ユダヤ人迫害とイタリア人——ファシストの反ユダヤ主義政策に対する民衆の抵抗ならびにクロアチアにおけるユダヤ人の救出」『日伊文化研究』34号、1996年141-143頁参照。
- (19) Cf., A. Del Boca, *L'Africa nella coscienza degli italiani*, Laterza, Roma- Bari, 1992; N. Labanca *Oltremare, il Mulino*, Bologna, 2002.
- (20) R. De Felice, *Storia degli ebrei*, cit., p.28; J. D. Zimmerman, *Jews in Italy*, cit., p.5.
- (21) R. De Felice, op.cit., p.385
- (22) R. De Felice, *Storia degli ebrei*, cit., pp.67-68.
- (23) 小山吉亮「ムッソリーニ独裁とサブリーダー——ファシスト体制の転換と威信の構造」『現代史研究』50号、2004年；石田憲「ファシストの戦争」千倉書房、2010年、6頁。
- (24) G. Israel/P. Nastasi, *Scienza e razza nell'Italia fascista*, il Mulino, Bologna, 1998; L. Picciotto Fargion, *Il libro della memoria. Gli ebrei deportati dall'Italia (1943-1945)*, Mursia, Milano, 2002; E. Collotti, *Il fascismo e gli ebrei. Le leggi razziali in Italia*, Laterza, Roma-Bari, 2003; C. Spartaco Capogreco, *I campi del duce*, Einaudi, Torino, 2004; C. Vivanti (a cura di), *Storia d'Italia. Annali 11, Gli ebrei in Italia, 2 Dall'emancipazione a oggi*, Einaudi, Torino, 1997; A. Muncinelli, *Even. Pietruzza della memoria. Ebrei 1938-1945*, Edizione gruppo abele, 1994; F. A. Spinosa, *Mussolini razzista riluttante*, Bonacci, Roma, 1994; F. Cassata, <<La difesa della razza>> politica, ideologia e immagine del razzismo fascista, Einaudi, Torino, 2008; G. Fabre, *Mussolini razzista*, Garzanti, Milano, 2005.
- (25) R. De Felice, cit., p.7; M. Sarfatti, *The Jews in Mussolini's Italy: from equality to persecution*, trans. by John and Anne C. Tedeschi, The University of Wisconsin Press, 2006, pp.19-23.
- (26) これらのユダヤ教徒の数には、イタリアのアフリカ植民地における現地人のユダヤ教徒は含まれていない。サルファッティは、調査による線引きされた様々な集団を区別するために、「実際のユダヤ人」(actual Jews)と「血統によるユダヤ人」(of Jewish descent)の用語を使用している。M. Sarfatti, op.cit., pp.23-24.
- (27) M. Sarfatti, op.cit., pp.20-21, 36-37. R. De Felice, *Storia degli ebrei*, cit., p.28. サルファッティの挙げている数値は、デ・フェリーチェが挙げている数値とは若干

異なるが、ここではサルファッティのデータを利用した。

(28) J. D. Zimmerman, op.cit., p.4.

(29) <<La difesa della stirpe>>, A.II, No.6, Novembre-Dicembre 1927, p.367.

(30) Confederazione Fascista dei Lavoratori dell'Agricoltura (a cura di e divulgazione), Il Fascismo per la difesa e lo sviluppo della razza, Roma, Anno XIII, p.46.

(31) F. Cassata, La difesa della razza, cit.

資料1

イタリア人種主義科学者の宣言 (Manifesto degli scienziati razzisti)

1. 人種 (razze umane) は存在する。人種の存在は、われわれの精神の抽象ではなく、現象的、物質的で、われわれの感覚によって知覚できる現実である。この現実とは、これまで継承され、そして継承され続ける物理的・心理的な特徴が類似の、ほとんど常に膨大な数百万の大衆によって体现される。人種が存在するということは、先験的に、優秀な人種あるいは劣等な人種が存在することを意味しない。ただ、異なる人種が存在するだけである。

2. 大人種と小人種が存在する。

一般的に人種と呼ばれる、いくつかの特徴によってのみ他と区別される組織的に多数の集団が存在することを認める必要があるだけではない。また、多くの共通の特徴によって他と区別される組織的に少数の集団 (例えば、北方民族 (nordici)、地中海民族 (mediterranei)、アドリア海民族 (dinarici) 等) が存在する。これらの集団は、生物学的な観点から真の人種を構成しており、彼らが人種であるという存在は、明白な真実である。

3. 人種という概念は、純粹に生物学的な概念である。

人種という概念は、したがって、本質的に歴史的・言語的・宗教的な考察に基礎づけられている民族 (popolo) や国民 (nazione) という概念以外の考察に基盤を置いている。しかし、民族や国民の相違の基礎には、人種の相違が存在する。イタリア人がフランス人、ドイツ人、トルコ人、ギリシア人等と異なっているのは、彼らが異なる言語や異なる歴史をもっているからだけでなく、これらの民族の人種的体質 (costituzione razziale) が異なっているからでもある。ずいぶん昔から、様々な民族を構成する異なる人種の様々な比率がある。ある人種が他の人種を絶対的に支配するとか、すべての人種が調和的に融合するとか、ある人種が他の別の人種と同

化しないままであるとか様々である。

4. 現在のイタリア人の人々は (popolazione) はアーリア系であり、その文明はアーリア的である。アーリア文明のこの人々は、何千年も前からわが半島に住んでいる。アーリア以前の民族 (genti) の文明はほとんど残っていない。現在のイタリア人の起源は、ヨーロッパの永続的な生き生きとした連続を構成し、構成してきた人種の諸要素から本質的に出発している。

5. 歴史時代に膨大な人々がイタリアに入ってきたという話は伝説である。ロンバルド族の侵入以後、国民 (Nazione) の人種的な特徴に影響を与えることができるような他の著しい民族 (popoli) 移動はイタリアには起こらなかった。ここから、以下のことが分かる。他のヨーロッパの国民 (Nazioni) に関しては、近代においても人種的な組成 (composizione) は著しく変化した。イタリアに関しては、大筋において、今日の人種的な組成は千年前と同じである。今日の4,400万人のイタリア人は、したがって、その絶対多数は、千年前からイタリアに住んでいる種族 (famiglia) に遡行する。

6. 純粋な「イタリア人種」(pura <<razza italiana>>) が今では存在する。

この表明は、人種という生物学的な概念の、民族や国民という歴史的・言語的な概念との混同に基づくのではない。これは、イタリアに数千年前から住んでいる世代と今日のイタリア人とつなぐ純粋な血縁に基づいている。こうした古くからの血の純粋性は、イタリア国民 (Nazione italiana) の高貴さの最も偉大な資格である。

7. 今こそ、イタリア人は人種主義者であることを率直に宣言すべき時である。

イタリアにおいて体制がこれまで達成してきたすべての活動は、根本的には人種主義 (razzismo) によって推進されてきた。常に首長 (Capo) の演説においては、人種概念への言及がきわめてしばしばなされてきた。

人種主義の問題は、イタリアでは哲学的あるいは宗教的な意図を廃して、純粋に生物学的な観点から取り扱われなければならない。イタリアにおける人種主義概念は、本質的にイタリア的でなければならず、アーリア的・北方的 (*ariano-nordico*) 傾向でなければならない。このことは、イタリアにドイツのような人種主義を導入することを意味しないし、イタリア人とスカンジナビア人が同じだということを主張しているわけでもない。しかしながら、イタリア人に対して、その純粋にヨーロッパ的な性格によって、イタリア人はヨーロッパ外の全人種とは完全に異なっていることを示しているだけである。このことは、イタリア人を、自分自身についてのより高度の認識とより大きな責任感の理想的なレベルに引き上げることを意味する。

8. 一方のヨーロッパの地中海人種 (*occidentali*、西欧人) と、他方の近東諸国人やアフリカ人とを明確に区別することは必要である。したがって、いくつかのヨーロッパ民族の起源がアフリカであると主張する理論、セム人種やハム人種も共通の地中海人種 (*comune razza mediterranea*) に包含する理論は危険である。両者の関係や思想的な交感 は絶対的に認められない。

9. ユダヤ人はイタリア人種 (*razza italiana*) に属さない。

何世紀にもわたって、わが半島の聖なる地にやってきたセム人種は、一般にまったく残存していない。また、アラブによるシチリアの占領もその占領という記録の他には何も残さなかった。そして、同化の過程は、イタリアでは常にきわめて迅速であった。ユダヤ人は、イタリアにおいて決して同化されない唯一の民族 (*popolazione*) である。なぜなら、ユダヤ人はヨーロッパ人とは異なる人種要素 (*elementi razziali*) から構成されており、その要素は、イタリア人を生み出した要素 (*elementi*) とは絶対的に異なるのである。

10. イタリア人の純粋にヨーロッパ的な物理的・心理的な特徴は、決して

変更されてはならない。

婚姻はヨーロッパ人種 (*razze europee*) の間でのみ認められる。その場合は、真の雑種婚とは言えない。なぜなら、これらの人種は共通の集合体に属し、いくつかの特徴に関してのみ異なっており、その他のきわめて多くの特徴においては共通しているからである。イタリア人の純粋にヨーロッパ的な特徴は、ヨーロッパ以外の人種、アーリア人種の千年の文明とは異なる文明の担い手とのあらゆる雑婚によって変えられてしまうことになる。

資料2

「人種主義科学者の宣言」に関するファシスト党の声明

党書記長大臣が、イタリア人民文化省の後援の下でファシズム人種主義の基礎を定める提案 (*proposizione*) を起草し、署名したファシスト研究者、大学教員グループと接見した。出席者は、Lino Businco (ローマ大学・一般病理学科助手、学士)、Lidio Cipriano (フィレンツェ大学・人類学講師、フィレンツェ国立人類学・民族学博物館長)、Arturo Donaggio (ボローニャ大学・精神神経科病院長、イタリア精神医学会会長)、Leone Franzì (ミラノ大学・小児科診療助手、学士)、Guido Landra (ローマ大学・人類学科助手)、Nicola Pende (上院議員、ローマ大学・特別病理医学科長)、Marcello Ricc (ローマ大学・動物学科助手、学士)、Franco Savorgnan (ローマ大学・人類学正教授、中央統計局長)、Sabato Visco (下院議員、ローマ大学・一般生理学科長、イタリア学術会議生物學研究所長)、Edoardo Zavattari (ローマ大学・動物学科長) である。

会合には人民文化相も参加した。

党書記長は命題の正確さと簡潔さを称賛しつつ、ファシズムが16年前か

ら实际的に人種主義政策を取っていること、それは体制の諸機関の活動を通じて、人種の量的・質的な持続的な改良を実現することに存するということを思い起こさせた。党書記長は、ドゥーチェがしばしば、その著作や演説において、イタリア人種 (*razza italiana*) がいわゆるインド・アーリア集団に属していることを強調してきたことを付け加えた。

この分野でもまた、体制はその基本的な方針を遂行してきた。すなわち、まず行動、そして後に教義の形成である。そこでは、教義は学術的に考察されてはならない。すなわち教義それ自身が目的ではなく、さらなる政治的な明確さをもたらすものとして考察されなければならない。帝国の創建によって、イタリア人種は他の人種と接触するようになった。したがって、あらゆる混合や雑婚から守られなければならない。「人種法」はこの意味で、すでに帝国領土におけるファシスト的エネルギーによって綿密に作られ、適用されてきた。

ユダヤ人に関しては、彼らは何千年も前から、イタリアでもどこでも、自分たちを他とは異なり、かつ優れた人種と見なしている。また、体制の寛容な政策にもかかわらず、ユダヤ人たちはどの国でも、彼ら自身と彼らの手段をもって、反ファシズムの参謀本部を形成している。

党書記長は、最後に、来るXVII年*におけるファシスト文化諸機関の主要な活動は、人種問題についてのファシスト原理——その原理はイタリアや世界ですでに大いなる関心を喚起している——の精緻化と普及になるであろうと表明した。

*ファシスト歴の17年で、1939年のこと。

資料3

ファシズムの学校におけるイタリア人種の防衛のための措置

(勅令 1938年9月5日、1390号)

神の恩寵及び国民の意思によりイタリア国王、エチオピア皇帝である

ヴィットリオ・エマヌエレ3世

1926-VI年1月31日、法律100号、第3条第2項に鑑み、イタリアの学校における人種の防衛のための措置を命じることが絶対的・緊急に必要と考える。閣議の意見を聴取した。財務相との協議を経ての国民教育相の提案に基づき、以下の勅令を制定する。

第一条 あらゆる段階の国立ないし公共の学校及び、そこにおける学習が法的な効力を有する政府立ではない学校における教育部局においては、ユダヤ人種の者の雇用を認めない。この勅令の前に採用名簿に登録されていても同様である。大学の助手職や教官資格取得も認められない。

第2条 学習が法的な効力を有するあらゆる段階の学校には、ユダヤ人種の生徒は登録できない。

第3条 1938-XVI年10月16日以後、上記の第1条に該当する学校で雇用されているユダヤ人種の全教師は解雇される。この目的のために、上記の学校の学長・校長、補助者、大学助手、小学校の警備員も、教師と同様に解雇される。同様に、教官資格の受験も認められない。

第4条 アカデミー、研究所、科学・文学・芸術協会のユダヤ人種のメンバーは、1938-XVI年10月16日以後、これらの機関に参加することを禁止される。

第5条 上記の第2条の例外として、前学校年度までに高等教育機関に登録しているユダヤ人種の大学生は、学習を続けることが認められる。

第6条 本勅令の効力は、当該者がユダヤ教とは異なる宗教を信仰してい

るとしても、両親ともユダヤ人種の者に関しては、これを適用する。

第7条 本勅令は、王国官報に告示された日から効力を発し、法律に転換するために国会に提出されるであろう。国民教育相は、関係する法案を提出する権限がある。

本勅令は、国璽を付され、イタリア王国法・勅令集に収録され、誰にでも閲覧が認められる。

資料4

人種宣言 (Dichiarazione sulla razza)

ファシズム大評議会は、帝国の建設の結果として、人種問題が緊急の課題であること、人種意識が必要であることを宣言する。ファシズムは16年前からイタリア人種 (razza italiana) の量的・質的改良に向けて積極的に活動を展開してきたのであり、今も進めているが、この改良は、予期できない政治的な結果を伴い、交配や雑種化によって重大な危険にさらされている。

ユダヤ人問題は、一般的な性格の問題というよりも、イタリア本国の問題である。

ファシズム大評議会は、以下の通り決定する。

- a) イタリア人男女の、ハム族やセム族の人種、及びアーリア人種でない他の人種との結婚の禁止
- b) 国家及び公共企業体 (Enti pubblici) の職員は——文民であれ、軍人であれ——どのような人種であっても、外国人との結婚を禁止される。
- c) アーリア人種であっても、外国人とイタリア人男女の結婚は、内務省の事前の同意が必要である。
- d) 帝国の領土内で人種の威信を侵害する者に対する措置が、強化されな

ければならない。

＜ユダヤ人とユダヤ教＞

ファシズム大評議会は以下のことを記憶している。すなわち、世界ユダヤ教は——特にフリーメーソンの廃止以後——すべての分野における反ファシズムの原動力であった。そして、外国あるいは政治亡命者のイタリア人のユダヤ教徒は、1924-25年のようないくつかの決定的な時に、またエチオピア戦争の期間中に、一致してファシズムに敵対的であった。

外国人の移民は——1938年以後、際立つようになった——体制に対するイタリア・ユダヤ人の精神状態を悪化させており、体制はイタリア・ユダヤ教を誠実に受け入れることはできない。なぜなら、イスラエル人（Israele）の心理、政治、国際主義が体制に敵対的であるからである。

すべての反ファシズム勢力は、ユダヤ分子が指導している。すなわち、世界ユダヤ教は、スペインでは、バルセロナのボルシェヴィキ側に与している。

外国籍ユダヤ人の入国禁止と国外追放

ファシズム大評議会は、外国籍のユダヤ人の（イタリア）王国への入国禁止に関する法律は、もはやその実施を遅らせることはできないと考える。また、望ましくない人々——民主主義大国において流行し、採用されている言葉によれば——の追放は不可欠であると考えている。

ファシズム大評議会は、内務省の専門の委員会の審議に付されるであろう特に疑義のある事例を除いて、以下のユダヤ人には国外追放が適用されないことを決定した。

- a) 65歳以上の者
- b) XVI年（注：1938年）10月1日以前にイタリア人と雑婚した者

イタリア市民権を持つユダヤ人 (Ebrei di cittadinanza italiana)

ファシズム大評議会は、ユダヤ人種への所属に関して、以下の通り決定する。

- a) 両親ともユダヤ人の子はユダヤ人である。
- b) ユダヤ人の父と外国籍の母から生まれた者は、ユダヤ人種と見なされる。
- c) 雑婚から生まれた子で、ユダヤ教 (religione ebraica) を信仰する者は、ユダヤ人種と見なされる。
- d) 雑婚から生まれた子で、XVI年10月1日の時点で、ユダヤ教以外の宗教を信仰している者は、ユダヤ人種と見なされない。

イタリア市民権を持つユダヤ人への差別待遇

イタリア市民権を持つユダヤ人で、以下のカテゴリーに属する人々には——他の理由から、その功績を喪失しない限り——あらゆる種類・段階の学校における教育を除いて——いかなる差別待遇も適用されないであろう。

- 1) イタリアが今世紀に行った4つの戦争、すなわち、リビア戦争、世界大戦、エチオピア戦争、スペイン戦争における戦死者の家族
- 2) リビア戦争、世界戦争、エチオピア戦争、スペイン戦争の志願兵の家族
- 3) リビア戦争、世界戦争、エチオピア戦争、スペイン戦争で、十字勲章を授与された兵士の家族
- 4) ファシズムの大義に死した者の家族
- 5) ファシズムの大義で障害を負い、疾病にかかり、負傷した者の家族
- 6) 1919-20-21-22年と1924年後半に党に加入したファシスト党員の家族及びフィウム軍団員の家族
- 7) 専門の委員会によって確認された特別の功績を有する家族

その他のユダヤ人

上記のカテゴリーに属さないユダヤ人種のイタリア市民は、イタリア市民権の取得に関する新しい法律の成立後、以下のことができなくなる。

- a) ファシスト党への入党
- b) 100人以上を雇用するすべての種類の企業の所有者及び経営者であること
- c) 50ヘクタール以上の土地の所有者であること
- d) 平時及び戦時の軍役に就くこと

自由専門職に関しては、さらなる規定の対象となる。

ファシズム大評議会は、さらに以下のことを決定した。

- 1) 公務員を解雇されたユダヤ人には、年金の通常の権利が認められる。
- 2) ユダヤ人に対する棄教を求めるためのあらゆる形の圧力は、厳しく抑圧される。
- 3) 現行法に基づく自由な宗教行為やユダヤ共同体の活動に関しては、新たに何も導入されない。
- 4) ユダヤ人のための小学校だけでなく、中学校の設立が承認される。

エチオピアにおけるユダヤ人移民

ファシズム大評議会は、パレスチナからユダヤ人移民を逸らせるためにも、エチオピアの一定地域へのヨーロッパ・ユダヤ人の統制された移民を認める可能性を排除しない。

ユダヤ人に対してなされるこの例外措置やその他の条件は、ファシスト・イタリアに対してユダヤ教がとる態度によって、取り消されたり、悪化させられることがある。

人種主義の講座 (Cattedre di razzismo)

ファシズム大評議會は、国民教育相が王国の主要な大学に人種に関する研究をする講座を開設したことに、満足を表明する。

黒シャツについて

ファシズム大評議會は、人種問題全体がイタリア人民のなかに例外的な関心を引き起こしたことに留意し、この件に関する党の方針が、すべてについて根本的であり義務的と考えられるべきであると、ファシストたちに宣言する。また、個々の大臣たちによってただちに準備される法律は、大評議會の方針に依らなければならないことを宣言する。